

電波法施行令の一部を改正する政令参照条文

目次

○電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）	（抄）	1
○電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）	（抄）	7
○放送法（昭和二十五年法律第三百二十二号）	（抄）	9
○総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）	（抄）	10

○電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）（抄）

（操作及び監督の範囲）

第三条 次の表の上欄に掲げる資格の無線従事者は、それぞれ、同表の下欄に掲げる無線設備の操作（アマチュア無線局の無線設備の操作を除く。以下この項において同じ。）を行い、並びに当該操作のうちモールス符号を送り、又は受ける無線電信の通信操作（以下この条において「モールス符号による通信操作」という。）及び法第三十九条第二項の総務省令で定める無線設備の操作以外の操作の監督を行うことができる。

資格	操作の範囲
第一級総合無線通信士	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 無線設備の通信操作</li> <li>二 船舶及び航空機に施設する無線設備の技術操作</li> <li>三 前号に掲げる操作以外の操作で第二級陸上無線技術士の操作の範囲に属するもの</li> </ul>
第二級総合無線通信士	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 次に掲げる通信操作 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 無線設備の国内通信のための通信操作</li> <li>ロ 船舶地球局、航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局の無線設備の国際通信のための通信操作</li> <li>ハ 移動局（ロに規定するものを除く。）及び航空機のための無線航行局の無線設備の国際通信のための通信操作（電気通信業務の通信のための通信操作を除く。）</li> <li>ニ 漁船に施設する無線設備（船舶地球局の無線設備を除く。）の国際電気通信業務の通信のための通信操作</li> <li>ホ 東は東経百七十五度、西は東経九十四度、南は南緯十一度、北は北緯六十三度の線によって囲まれた区域内における船舶（漁船を除く。）に施設する無線設備（船舶地球局の無線設備を除く。）の国際電気通信業務の通信のための通信操作</li> </ul> </li> <li>二 次に掲げる無線設備の技術操作 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 船舶に施設する空中線電力五百ワット以下の無線設備</li> <li>ロ 航空機に施設する無線設備</li> <li>ハ レーダーでイ及びロに掲げるもの以外のもの</li> <li>ニ イからハまでに掲げる無線設備以外の無線設備（基幹放送局の無線設備を除く。）で空中線電力二百五十ワット以下のもの</li> </ul> </li> <li>三 第一号に掲げる操作以外の操作のうち、第一級総合無線通信士の操作の範囲に属するモールス符号による通信操作で第一級総合無線通信士の指揮の下に行うもの</li> </ul>

<p>第三級総合無線通信士</p>	<p>一 漁船（専ら水産動植物の採捕に従事する漁船以外の漁船で国際航海に従事する総トン数三百トン以上のものを除く。以下この表において同じ。）に施設する空中線電力二百五十ワット以下の無線設備（無線電話及びレーダーを除く。）の操作（国際電気通信業務の通信のための通信操作及び多重無線設備の技術操作を除く。）</p> <p>二 前号に掲げる操作以外の操作で次に掲げるもの（国際通信のための通信操作及び多重無線設備の技術操作を除く。）</p> <p>イ 船舶に施設する空中線電力二百五十ワット以下の無線設備（船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）及び航空局の無線設備並びにレーダーを除く。）の操作（モールス符号による通信操作を除く。）</p> <p>ロ 陸上に開設する無線局の空中線電力百二十五ワット以下の無線設備（レーダーを除く。）の操作で次に掲げるもの</p> <p>（1） 海岸局の無線設備の操作（漁業用の海岸局以外の海岸局のモールス符号による通信操作を除く。）</p> <p>（2） 海岸局、海岸地球局、航空局、航空地球局、航空機のための無線航行局及び基幹放送局以外の無線局の無線設備の操作</p> <p>ハ レーダーの外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作</p> <p>三 前号に掲げる操作以外の操作で第三級陸上特殊無線技士の操作の範囲に属するもの</p> <p>四 第一号及び第二号に掲げる操作以外の操作のうち、第二級総合無線通信士の操作の範囲に属するモールス符号による通信操作（航空局、航空地球局、航空機局、航空機地球局及び航空機のための無線航行局の無線設備の通信操作を除く。）で第一級総合無線通信士又は第二級総合無線通信士の指揮の下に行うもの（国際通信のための通信操作を除く。）</p>
<p>第一級海上無線通信士</p>	<p>一 船舶に施設する無線設備（航空局の無線設備を除く。）並びに海岸局、海岸地球局及び船舶のための無線航行局の無線設備の通信操作（モールス符号による通信操作を除く。）</p> <p>二 次に掲げる無線設備の技術操作</p> <p>イ 船舶に施設する無線設備（航空局の無線設備を除く。）</p> <p>ロ 海岸局及び海岸地球局の無線設備並びに船舶のための無線航行局の無線設備（イに掲げるものを除く。）で空中線電力二キロワット以下のもの</p> <p>ハ 海岸局及び船舶のための無線航行局のレーダーでイ及びロに掲げるもの以外のもの</p>
<p>第二級海上無線通信士</p>	<p>一 船舶に施設する無線設備（航空局の無線設備を除く。）並びに海岸局、海岸地球局及び船舶のための無線航行局の無線設備の通信操作（モールス符号による通信操作を除く。）</p> <p>二 次に掲げる無線設備の外部の調整部分の技術操作並びにこれらの無線設備の部品の取替えのうち簡易な</p>

	<p>ものとして総務大臣が告示で定めるもの及びこれらの無線設備を構成するユニットの取替えに伴う技術操作</p> <p>イ 船舶に施設する無線設備（航空局の無線設備を除く。）</p> <p>ロ 海岸局及び海岸地球局の無線設備並びに船舶のための無線航行局の無線設備（イに掲げるものを除く。）で空中線電力二百五十ワット以下のもの</p> <p>ハ 海岸局及び船舶のための無線航行局のレーダーでイ及びロに掲げるもの以外のもの</p>
第三級海上無線通信士	<p>一 船舶に施設する無線設備（航空局の無線設備を除く。）並びに海岸局、海岸地球局及び船舶のための無線航行局の無線設備の通信操作（モールス符号による通信操作を除く。）</p> <p>二 次に掲げる無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作</p> <p>イ 船舶に施設する無線設備（航空局の無線設備を除く。）</p> <p>ロ 海岸局及び海岸地球局の無線設備並びに船舶のための無線航行局の無線設備（イに掲げるものを除く。）で空中線電力百二十五ワット以下のもの</p> <p>ハ 海岸局及び船舶のための無線航行局のレーダーでイ及びロに掲げるもの以外のもの</p>
第四級海上無線通信士	<p>次に掲げる無線設備の操作（モールス符号による通信操作及び国際通信のための通信操作並びに多重無線設備の技術操作を除く。）</p> <p>一 船舶に施設する空中線電力二百五十ワット以下の無線設備（船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）及び航空局の無線設備並びにレーダーを除く。）</p> <p>二 海岸局及び船舶のための無線航行局の空中線電力百二十五ワット以下の無線設備（レーダーを除く。）</p> <p>三 海岸局、船舶局及び船舶のための無線航行局のレーダーの外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないもの</p>
第一級海上特殊無線技士	<p>一 次に掲げる無線設備（船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）及び航空局の無線設備を除く。）の通信操作（国際電気通信業務の通信のための通信操作を除く。）及びこれらの無線設備（多重無線設備を除く。）の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作</p> <p>イ 旅客船であつて平水区域（これに準ずる区域として総務大臣が告示で定めるものを含む。以下この表において同じ。）を航行区域とするもの及び沿海区域を航行区域とする国際航海に従事しない総トン数百トン未満のもの、漁船並びに旅客船及び漁船以外の船舶であつて平水区域を航行区域とするもの及び総トン数三百トン未満のものに施設する空中線電力七十五ワット以下の無線電話及びデジタル選択呼出装で千六百六・五キロヘルツから四千キロヘルツまでの周波数の電波を使用するもの</p> <p>ロ 船舶に施設する空中線電力五十ワット以下の無線電話及びデジタル選択呼出装で二万五千キロヘルツ以上の周波数の電波を使用するもの</p>

	<p>二 旅客船であつて平水区域を航行区域とするもの及び沿海区域を航行区域とする国際航海に従事しない総トン数百トン未満のもの、漁船並びに旅客船及び漁船以外の船舶であつて平水区域を航行区域とするもの及び総トン数三百トン未満のものに施設する船舶地球局の無線設備の通信操作並びにその無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作</p> <p>三 前二号に掲げる操作以外の操作で第二級海上特殊無線技士の操作の範囲に属するもの</p>
第二級海上特殊無線技士	<p>一 船舶に施設する無線設備（船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）及び航空局の無線設備を除く。）並びに海岸局及び船舶のための無線航行局の無線設備で次に掲げるものの国内通信のための通信操作（モールス符号による通信操作を除く。）並びにこれらの無線設備（レーダー及び多重無線設備を除く。）の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作</p> <p>イ 空中線電力十ワット以下の無線設備で千六百六・五キロヘルツから四千キロヘルツまでの周波数の電波を使用するもの</p> <p>ロ 空中線電力五十ワット以下の無線設備で二万五千キロヘルツ以上の周波数の電波を使用するもの</p> <p>二 レーダー級海上特殊無線技士の操作の範囲に属する操作</p>
第三級海上特殊無線技士	<p>一 船舶に施設する空中線電力五ワット以下の無線電話（船舶地球局及び航空局の無線電話であるものを除く。）で二万五千キロヘルツ以上の周波数の電波を使用するものの国内通信のための通信操作及びその無線電話（多重無線設備であるものを除く。）の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作</p> <p>二 船舶局及び船舶のための無線航行局の空中線電力五キロワット以下のレーダーの外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作</p>
レーダー級海上特殊無線技士	<p>海岸局、船舶局及び船舶のための無線航行局のレーダーの外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作</p>
航空無線通信士	<p>一 航空機に施設する無線設備並びに航空局、航空地球局及び航空機のための無線航行局の無線設備の通信操作（モールス符号による通信操作を除く。）</p> <p>二 次に掲げる無線設備の外部の調整部分の技術操作</p> <p>イ 航空機に施設する無線設備</p> <p>ロ 航空局、航空地球局及び航空機のための無線航行局の無線設備で空中線電力二百五十ワット以下のもの</p> <p>ハ 航空局及び航空機のための無線航行局のレーダーでロに掲げるもの以外のもの</p>
航空特殊無線技士	<p>航空機（航空運送事業の用に供する航空機を除く。）に施設する無線設備及び航空局（航空交通管制の用に供するものを除く。）の無線設備で次に掲げるものの国内通信のための通信操作（モールス符号による通信</p>

	<p>操作を除く。)並びにこれらの無線設備(多重無線設備を除く。)の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作</p> <p>一 空中線電力五十ワット以下の無線設備で二万五千キロヘルツ以上の周波数の電波を使用するもの</p> <p>二 航空交通管制用トランスポンダで前号に掲げるもの以外のもの</p> <p>三 レーダーで第一号に掲げるもの以外のもの</p> <p>無線設備の技術操作</p>
第一級陸上無線技術士	次に掲げる無線設備の技術操作
第二級陸上無線技術士	<p>一 空中線電力二キロワット以下の無線設備(テレビジョン基幹放送局の無線設備を除く。)</p> <p>二 テレビジョン基幹放送局の空中線電力五百ワット以下の無線設備</p> <p>三 レーダーで第一号に掲げるもの以外のもの</p> <p>四 第一号及び前号に掲げる無線設備以外の無線航行局の無線設備で九百六十メガヘルツ以上の周波数の電波を使用するもの</p>
第一級陸上特殊無線技士	<p>一 陸上の無線局の空中線電力五百ワット以下の多重無線設備(多重通信を行うことができる無線設備でテレビジョンとして使用するものを含む。)で三十メガヘルツ以上の周波数の電波を使用するものの技術操作</p> <p>二 前号に掲げる操作以外の操作で第二級陸上特殊無線技士の操作の範囲に属するもの</p>
第二級陸上特殊無線技士	<p>一 次に掲げる無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作</p> <p>イ 陸上の無線局の空中線電力十ワット以下の無線設備(多重無線設備を除く。)で千六百六・五キロヘルツから四千キロヘルツまでの周波数の電波を使用するもの</p> <p>ロ 陸上の無線局のレーダーでイに掲げるもの以外のもの</p> <p>ハ 陸上の無線局で人工衛星局の中継により無線通信を行うものの空中線電力五十ワット以下の多重無線設備</p> <p>二 第三級陸上特殊無線技士の操作の範囲に属する操作</p>
第三級陸上特殊無線技士	<p>陸上の無線局の無線設備(レーダー及び人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局の多重無線設備を除く。)で次に掲げるものの外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作</p> <p>一 空中線電力五十ワット以下の無線設備で二万五千キロヘルツから九百六十メガヘルツまでの周波数の電波を使用するもの</p> <p>二 空中線電力百ワット以下の無線設備で千二百十五メガヘルツ以上の周波数の電波を使用するもの</p>
国内電信級陸上特殊無線技士	<p>陸上に開設する無線局(海岸局、海岸地球局、航空局及び航空地球局を除く。)の無線電信の国内通信のための通信操作</p>

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〜三 (略)

四 基幹放送局 法第六条第二項に規定する基幹放送局をいう(次号及び第六号において同じ。)

五 テレビジョン基幹放送局 静止し、又は移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る基幹放送局(文字、図形その他の影像(音声その他の音響を伴うものを含む。))又は信号を併せ送るものを含む。)をいう。

六 陸上の無線局 海岸局、海岸地球局、船舶局、船舶地球局、航空局、航空地球局、航空機局、航空機地球局、無線航行局及び基幹放送局以外の無線局をいう。

七 レーダー ある特定の位置から反射され、又は再発射される無線信号と基準となる無線信号との比較を基礎として、位置を決定し、又は位置との関連における情報を取得するための無線設備をいう。

八 多重無線設備 多重通信を行うための無線設備をいう。

九 テレビジョン 電波を利用して、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を送り、又は受けるための通信設備をいう。

3  
3  
5 (略)

○電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）（抄）

（欠格事由）

第五条（略）

154（略）

5 前項に規定する受信障害対策中継放送とは、相当範囲にわたる受信の障害が発生している地上基幹放送（放送法第二条第十五号の地上基幹放送をいう。以下同じ。）及び当該地上基幹放送の電波に重畳して行う多重放送（同条第十九号の多重放送をいう。以下同じ。）を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで当該受信の障害が発生している区域において受信されることを目的として同時にその再放送をする基幹放送のうち、当該障害に係る地上基幹放送又は当該地上基幹放送の電波に重畳して行う多重放送をする無線局の免許を受けた者が行うもの以外のものをいう。

（無線従事者の資格）

第四十条 無線従事者の資格は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる資格とする。

一 無線従事者（総合） 次の資格

イ 第一級総合無線通信士

ロ 第二級総合無線通信士

ハ 第三級総合無線通信士

二 無線従事者（海上） 次の資格

イ 第一級海上無線通信士

ロ 第二級海上無線通信士

ハ 第三級海上無線通信士

ニ 第四級海上無線通信士

ホ 政令で定める海上特殊無線技士

三 無線従事者（航空） 次の資格

イ 航空無線通信士

ロ 政令で定める航空特殊無線技士

四 無線従事者（陸上） 次の資格

イ 第一級陸上無線技術士

ロ 第二級陸上無線技術士

ハ 政令で定める陸上特殊無線技士



五 無線従事者（アマチュア） 次の資格

- イ 第一級アマチュア無線技士
- ロ 第二級アマチュア無線技士
- ハ 第三級アマチュア無線技士
- ニ 第四級アマチュア無線技士

2 前項第一号から第四号までに掲げる資格を有する者の行い、又はその監督を行うことができる無線設備の操作の範囲及び同項第五号に掲げる資格を有する者の行うことができる無線設備の操作の範囲は、資格別に政令で定める。

（経過措置）

第百四条の五 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃するときは、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要なと判断される範囲において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

○放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）（抄）

（定義）

第二条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一〇十四（略）

十五 「地上基幹放送」とは、基幹放送であつて、衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送以外のものをいう。

十六〇三十二（略）

（番組基準等の規定の適用除外）

第八条 前三条の規定は、経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他総務省令で定める事項のみを放送事項とする放送又は臨時かつ一時の目的（総務省令で定めるものに限る。）のための放送を専ら行う放送事業者には、適用しない。

○総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（抄）

（衛星・地域放送課の所掌事務）

第八十五条 衛星・地域放送課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 衛星放送（人工衛星の放送局（放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第二条第二十号に規定する放送局をいう。）により行われる放送をいう。次号及び第五号において同じ。）、「国際放送、市区町村放送（主として一の市町村（特別区を含む。）の区域の一部において受信されることを目的として行われる地上放送をいう。次号及び第五号において同じ。）及び有線放送に係る無線局免許等関係事務に關すること（放送技術課の所掌に属するものを除く。）。

二 五 （略）